

県民総参加のSDGs普及啓発事業費補助金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、県民総参加のSDGs普及啓発事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、県内でのSDGsの普及啓発を図るため、県民総参加のSDGs普及啓発事業費補助金交付要領に定める要件を満たした事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象団体)

第3条 この要綱において、補助事業者とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市町村（一部事務組合、市町村等で構成される協議会・任意団体を含む。以下同じ。）
なお、市町村間での連携を要件とする。
- (2) NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人）、ボランティア団体及び市民活動団体等の非営利団体
- (3) 民間事業者（営利を目的としない補助事業の場合に限る。）
- (4) 富山県内に所在する大学、短期大学、専修学校

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の限度額については、別表のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条第1項の規定により、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他参考となる資料（事業の実施内容が具体的にわかる資料）

2 前項の補助金の交付申請をするに当たって、補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額は明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る審査及び必要時応じた現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(軽微な変更)

第8条 前条第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業目的を変更すること。
- (3) 補助対象経費の20パーセント以上の変更をすること。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他知事の指示及び処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

(実績報告及び報告書の作成)

第10条 補助事業者は、事業完了後30日以内に、実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) 支出の根拠を示す資料(領収書等)

- (4) 記録写真等活動の実績を明らかにする資料
- (5) その他参考となる資料

(補助金の概算払)

- 第 11 条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、補助金の概算払をすることができるものとする。
- 2 補助事業を行う者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 12 条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

- 第 13 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

- 第 14 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

- 第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 27 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象団体	補助限度額	補助率	補助対象経費
市町村	500 千円		
<p>NPO法人、ボランティア団体及び市民活動団体等の非営利団体</p> <p>民間事業者（営利を目的としない補助事業の場合に限る。）</p> <p>富山県内に所在する大学、短期大学、専修学校</p>	100 千円	1 / 2	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金（講師、コーディネーター等への謝金に限る） ・旅費（講師、コーディネーター等への費用弁償に限る） ・消耗品費 ・印刷製本費 ・広告宣伝費 ・通信運搬費 ・保険料 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・その他知事が必要と認めた経費